

キズモ NEWS

元気に過ごさせていければ今まで通りの生活が出来ますが、もしも働けなくなってしまうたら...? そんな時に使える国からの保障

『障害年金』をご紹介します

病気やケガなどによって生活や仕事などが制限されるようになって

します。た場合支給される公的年金が障害年金です。20歳以上

60歳未満の方が加入している国民年金から支給される障害基礎年金があり、その上に厚生年金

病性網膜症により、日常生活に加入している方に支給される障害厚生年金がのっています。

また、厚生年金に加入している方は、障害基礎年金と障害厚生年金の両方を受け取る事が

出来ます。

かなみにどれくらいもらえるのかというし...



障害年金

厚生年金の加入者 (会社員、公務員等)

国民年金の加入者 (自営業者等)

障害厚生年金

障害基礎年金

35歳会社員、妻、子、も(孫)の場合、Aさんは糖尿病になり、またその後合併症である「糖尿病性網膜症」により、日常生活に必要な視力を失ってしまいました。その場合...

障害厚生年金 17万円
障害基礎年金 10万円
合計 27万円/月
もらえます。

しかし、元々の生活費は30万円なので、26万円をどこかで負担しなければなりません。そんな時、収入保障保険へ加入していれば、足りない分を補うことができます。

また、Aさんのような在在のよ、くに障害基礎年金の受給権が生じた時は、その後の保険料の負担もな、ん、し、免除

さらに喫煙状況や健康状態でも保険料が最大で33%の割引になります。この機会に収入保障を考えてみませんか? 2019.4.26発行